

医療費控除の対象となる在宅介護サービスの内容について

○在宅介護サービスの内容

- 1 食事の介護(買物及び調理を除く。)
- 2 排泄の介護
- 3 衣類着脱の介護
- 4 入浴の介護
- 5 身体清拭、洗髪
- 6 通院等の介護その他必要な身体の介護
- 7 障害福祉サービス

従来どおり

従来どおり

※ サービス体系の再編により、従来の日常生活支援が重度訪問介護に見直されたことに伴うもの。

従来どおり

※ 通院介助(身体介護を伴う場合)については、従来は身体介護に含まれていたもの。

従来どおり

- (1)居宅介護(身体介護、通院介助(身体介護を伴う場合)、乗降介助に限る。)
- (2)重度訪問介護((1)と同様のものに限る。)
- (3)短期入所(市町村により遷延性意識障害者等として支給決定を受けたものに限る。)
- (4)重度障害者等包括支援((1)から(3)までと同様のものに限る。)

新規

※ 当該サービスは、複数の障害福祉サービスを組み合わせて包括的に提供するものであることから、控除対象となる障害福祉サービスが重度障害者等包括支援として提供された場合についてのみ対象とするものであり、対象となるサービスの範囲を広げるものではないことに留意。